

ID: 129

担当部署: 町民環境課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 管理料の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 柴田町営墓地条例 第12条第1項 | | |
| 例規番号 | 昭和55年条例第13号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (管理料)</p> <p>第12条 使用者は、墓地内の緑地、苑路等の管理清掃に要する経費として、年1,200円の管理料を納入しなければならない。</p> <p>2 年度の中途より使用許可を受けた者については、許可を受けた日の属する月を含めた月割額とする。</p> <p>3 町長は、災害その他相当の事由により必要があると認めるときは、管理料を減免することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年12月28日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |